

改正後	改正前
(就業制限) 第二十二條 事業者は、次の各号に掲げる業務については、当該各号に掲げる者でなければ、当該業務に就かせてはならない。 一 令第二十条第六号に掲げる業務のうち次の二号に掲げる業務以外の業務 クレーン・デリック運転士免許を受けた者(第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をスイッチ操作の無線コントローラーを用いて床上で運転し(クレーンのつり具の重心を通る鉛直線と床面の交点から水平に十五メートルの範囲内の床上で運転する場合に限る。)、かつ、その走行及び横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のクレーン(以下「床上無線運転式クレーン」という。))及び有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン(第三号のクレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。))に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。) 二 令第二十条第六号に掲げる業務のうち床上無線運転式クレーン及び床上運転式クレーン(以下「床上無線運転式クレーン等」という。))の運転の業務 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 三 令第二十条第六号に掲げる業務のうち有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とと	(就業制限) 第二十二條 事業者は、令第二十条第六号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン(以下「床上操作式クレーン」という。))の運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。 (新設) (新設) (新設)

にも移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）の運転の業務 クレーン・デリック運転士免許を受けた者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者

（就業制限）

第百八条 事業者は、令第二十条第八号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者（第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者及び同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（クレーン・デリック運転士免許）

第二百二十三条 クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一 （略）

二 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

三 第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

（就業制限）
第百八条 事業者は、令第二十条第八号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（クレーン・デリック運転士免許）

第二百二十三条 クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一 （略）

二 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの

三 第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を、床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（床上操作式クレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

四〇六 (略)

(限定免許)

第二百二十四条の四 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)に合格した者(以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という。)で、床上無線運転式クレーンを用いて行う実技試験に合格したもの

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了したもの

2 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 (略)

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習(床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了したもの

三 前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者で、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運転実技教習(床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了したもの

四 (略)

四〇六 (略)

(限定免許)

第二百二十四条の四 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)に合格した者(以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という。)で、床上運転式クレーンを用いて行う実技試験に合格したもの

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了したもの

2 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 (略)

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの

三 前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者で、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運転実技教習を修了したもの

四 (略)

(学科試験等の免除) 第二百二十七条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。		免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
一 クレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉤山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉤山（以下「鉤山」という。）においてつり上げ荷重が五トン以上のクレーン（床上無線運転式クレーン等及び床上操作式クレーンを除く。）の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	(略)	実技試験の全部	(略) 実技試験のうち、前条第三項第一号に掲げる科目（床上無線運転式クレーンを用いて行うものに限る。）及び同項第二号に掲げる科目
一 床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉤山においてつり上げ荷重が五トン以上の床上無線運転式クレーン等の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	(略)		

(学科試験等の免除) 第二百二十七条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。		免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
一 クレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉤山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉤山（以下「鉤山」という。）においてつり上げ荷重が五トン以上のクレーン（床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く。）の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	(略)	実技試験の全部	(略) 実技試験のうち、前条第三項第一号に掲げる科目（床上運転式クレーンを用いて行うものに限る。）及び同項第二号に掲げる科目
一 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉤山においてつり上げ荷重が五トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	(略)		

